

まちどり 待鳥よしこの議会活動レポート

～2016年12月定例会のご報告～



無所属 会派・新しい風

穏やかな元旦を迎え、新しい年が始まりました。
気持ちを新たに、この一年も真摯に課題に取り組んでまいります。
皆様にとって、幸多き年となりますよう、お祈りいたします。

昨年12月1日から19日まで開催された12月定例会では、諮問1件、最終日に上程された3件を含め議案18件、陳情1件を審議しました。
人事案件の諮問については「適任」、議案は18件すべてを可決しました。
陳情は「趣旨採択」となりました。



@和光市

12月定例会の主な議案から

和光市国民健康保険税条例の一部改正

「国民健康保険税」について、課税限度額を「現行85万円から89万円に」引き上げる条例改正が行われ、平成29年4月1日から施行されます。平成28年度課税ベースで、影響のある世帯は338世帯、調定額（実際に支払われる額）で約1,098万円の保険税収入増が見込まれます。

一般会計繰入金4億5千万円ある中で、料率は据え置き限度額だけを上げて、平成30年度の広域化（※）以降、新たな制度の中で国保の持続可能性をめざしていくことになります。

※平成30年度に国民健康保険制度が変わります。都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指します。

和光市債権管理条例の制定

<http://www.city.wako.lg.jp/var/rev0/0047/5330/2016-12gian61.pdf>

市の税外債権（税以外の債権）の適正な管理と適切な整理による滞納繰越額の圧縮を図るため、統一的な基準として「和光市債権管理指針」を策定し、それに基づき具体的な手続きを的確に進めるために「和光市債権管理条例」を制定しました。条例内容は上記URLをご参照ください。

一般会計補正予算から

- これまでキッズエイド保育園内にあった「中央子育て世代包括支援センター」を廃止し、新たに（仮）本町子育て世代包括支援センターを開設するため、開設準備補助金として800万円増額。
- 市民からの植樹剪定や除草要望件数の増加と労務単価の上昇により道路維持費920万円を増額。
- 広沢小校舎及び北原小校舎・体育館の非構造部材（※）耐震化工事のため、小学校施設整備を3億88万4千円増額。（内4,663万8千円は国庫補助金、2億4,340万円は起債）
- 第二中学校非構造部材耐震化工事のため、中学校施設整備を1億4,444万円増額。
（内1,894万3千円は国庫補助金、8,040万円は起債）

※非構造部材＝柱・梁・壁・床等の主体構造以外の部材のこと。天井材・窓ガラス・照明器具・空調設備等。
当初は平成30年度完成予定でしたが、平成28年4月以降、熊本、茨城、鳥取、福島県沖と大きな地震が頻発している状況から前倒しで工事を行います。実際の工事は今年度予算を繰り越して、平成29年夏に行う予定。



Q:全国的に見て、水道事業は人口減少と東日本大震災以降の1人当たりの水使用量の減少により経営状況が悪化する一方、施設の老朽化による更新や耐震化の需要は高まっており、国は水道事業の広域化の推進、コンセッション方式(※)の導入を促進しています。和光市の水道事業の経営状況と今後の展望をうかがいます。

A(松橋上下水道部長):平成27年度決算から見ると、当市の給水人口は前年比0.6%増加、1人1日平均有収水量は0.3%、年間有収水量(料金徴収の対象となった水量及び他会計等から収入のあった水量)は1.3%増加しており、経常収支比率では3年間続いて黒字、累積欠損金も発生しておらず、健全な財政状況による経営が続いていると判断しています。また、施設・管路の更新は計画に沿って適切に行っております。今後、重要なライフラインである水道事業を民営化することは考えておりませんが、社会情勢の変化を踏まえ、将来に向け安全・安心な水道水の安定的な供給を継続する中で、他の先進事業者の事例や実証を慎重に検討し、総合的に考えてまいります。

※コンセッション方式=高速道路、空港、上下水道等の料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者(公的機関)に残したまま、運営を民間事業者が行うスキーム。

Q:水循環法に基づく水循環基本計画では、今後の展開として地下水マネジメントを挙げ、地下水の実態把握、保全・利用に関する地域の合意形成やその内容の実施等、持続可能な地下水の保全と利用の推進を掲げています。当市の地下水の管理と涵養についてうかがいます。

A:毎年県が実施している地下水摂取量及び地盤沈下調査の結果からは、活用状況はこの数年横ばい、地下水水位に大きな変化はなく、健全な状態であると確認しています。当市は、埼玉県生活環境保全条例の第1種指定地域で、地下水の採取や施設の構造の変更について県の許可や届け出が必要であり、企業等が新たに地下水をくみ上げて利用するケースについても条例に基づく規制対象となります。地下水の管理と涵養については、広域で考える必要があり、今後は広域的な情報収集等、今まで以上に主体的に考えてまいります。

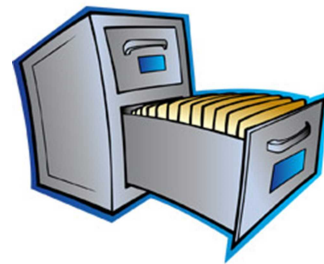
※地下水管理の現状

- ・地下水は、民法上は土地所有権の範囲として私有財産的な扱い。
- ・地下水は流動し水循環の一形態として存在するが「公水」として管理する法律はなく 公害防止の観点(地盤沈下、水質保全)から法律や条例等により規制。

Q:公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであると明記した公文書管理法は、その趣旨に則って、地方公共団体が文書を適正に管理するために必要な施策を策定・実施するよう努めることを求めています。市民が政策の決定過程や地域の歴史を学び、市政への参加意識を高める資料ともなる「歴史的価値のある公文書」について、保存年限を過ぎた後の管理・活用についてうかがいます。

A (安井総務部長) : 公文書については、和光市文書規定等に則り、文書の収集から保存、廃棄までを管理、運営しております。しかし、保存年限が過ぎた文書や永年保存文書のうち、歴史的価値のある公文書については、適切に保存・利用していく体制が整っていないのが現状です。

Q : 適切に保存・活用していくためには、歴史的価値のある公文書の選別、保存、また時の経過を踏まえた公開(※)等、公文書館としての機能を持つ部署が必要だと考えます。また公文書の保存と活用のルールについては、市民に開かれた制度として条例化すべきと考えますが、検討いただけるでしょうか。



A (安井総務部長) : 公文書館機能を持つ場所は本市としても必要であると考えますが、文書の管理体制や専門職員の配置等、物理的面で課題も多々あり、市の実状と照らし合わせながら、今後の課題としたいと思っております。

A (松本市長) : 今後、個人情報の取扱い等も含め、どのような枠組みで歴史的公文書を扱っていくのかをしっかりと検討していきたい。枠組みを変えるには、やはり条例は必要かと思うので、その辺を含めたトータルな検討ということになります。

※公文書管理法で、歴史的公文書については情報公開法、個人情報保護法の枠を外し、時の経過を踏まえて、しだいに公開範囲を拡大していくことが定められました。

待鳥よしこの一般質問 **3** 口利き記録制度

Q : 口利き記録制度は、自治体が地方議員等からの要望や働きかけなど、いわゆる「口利き」を受けた時、記録に残して庁内で共有し、市民に公開していく制度です。(今回は、正当な要望を含めての記録を前提として質問。)現在の対応と、制度導入についての見解をうかがいます。

A (橋本企画部長) : 口利き記録制度は、行政に関する不正を未然に防止する目的で、全国的に導入が広がっています。本市では、上司と部下間の報告・連絡・相談を密にし、職員間の情報交換と伝達機能の充実に努めています。また、市民等外部からの要望や提言等については、市民要望等対応記録という庁内統一の様式及び事務フローを定め、市長まで報告することとなっています。これらの徹底により対応可能と考え、現時点では口利き記録制度の導入は考えていませんが、行政に対する不正の未然防止や透明性の高い公平な市政運営という観点から、当該制度は有用な制度であると認識しており、今後行政のコンプライアンスからも研究していきたいと考えています。

Q : 口利き記録制度は記録の公開まで含んでおり、市政運営への市民の信頼感を高める効果があり、開かれた行政と市民参加推進に向け積極的に情報公開を推進してきた本市ではぜひ導入を検討していただきたい。導入へのハードルとなるのはどのような点なのかをうかがいます。

A (橋本企画部長) : 現状の事務の流れで十分対応できていること、また記録の積極的な開示にあたっては、職員の統一した対応が必要となり、事務負担等が課題になります。

要望 : 現状で十分対応できているというのは行政側の視点であり、より市民に信頼される透明度の高い行政に向けて制度導入を前向きに検討していただきたい。制度導入により対応に苦慮するような案件が減る効果が確認されており、結果的には職員の事務負担軽減につながることを期待できます。

待鳥よしこの一般質問 4 予防接種

Q : B 型肝炎の予防接種は平成 28 年 10 月から定期予防接種となり、平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた満 1 歳までの乳児が対象となります。ゼロ歳のうちに接種しなければならないワクチンは、定期接種だけで 5 種類あり、計 13 回針を刺すこととなります。保護者に対する接種スケジュール管理等の支援、接種の効果や副反応等に関する情報提供についてうかがいます。



A (東内保健福祉部長) : B 型ワクチンについては、標準的な接種開始時期の約 1 か月前に、接種対象者全員に予防接種のお知らせ、問診票、予防接種の注意点や効果等、基本的な内容が記載された「予防接種と子どもの健康」を郵送するほか、健診時等に、予防接種スケジュール作成、相談及び確認の支援を行っています。効果や副反応等の保護者に対する情報提供については、「こんにちは赤ちゃん訪問」、「4 カ月健診」、「10 カ月健診」等で個別説明を行うほか、市ホームページに厚生労働省のリンクをはり、周知に努めています。

※このほか、アナフィラキシー（急性の全身性かつ重度なアレルギー反応のひとつ）への対応や、約 10% のノンレスポonder（予防接種を打っても免疫ができない人）への対応等について質問しました。詳細は会議録をご覧ください。

待鳥よしこの一般質問 5 協働推進

Q : 協働事業提案制度の平成 29 年度実施事業について、行政提案 1 件に対して応募ゼロ、市民提案は 2 件という応募状況でした。市としてどのように評価しているかをうかがいます。

A (本間市民環境部長) : 提案件数は、市民提案のみで 2 件、提案に至らない相談が 2 件ありました。広報への掲載時期を早め、新たに募集のチラシを作成・配布したことの成果があったと捉えています。当制度については、提案件数を増やすことより市民ニーズに応じて提案できる仕組みを整えた点に意義があると認識していますが、事業実施により協働の主体の「つながり」や「ひろがり」が拡大するような提案が数多くされるよう、周知してまいります。

◆会派「新しい風」懇談会のお知らせ

2 月 4 日 (土) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分 本町地域センター 3 階和室

皆様の日頃の思いや疑問点など自由にご発言いただくオープンな意見交換の場です。(定例議会後に毎回開催しています。)

「新しい風」所属議員 3 名が参加いたします。お気軽にご参加ください!



発行 : 和光市議会議員 待鳥 美光 (まちどり よしこ) 無所属 市議会会派・新しい風

文教厚生常任委員会委員長 議会運営委員会委員 青少年問題協議会委員

TEL : 0 8 0 - 5 6 8 4 - 8 2 2 2 メール : yoshikomachidori@gmail.com FAX 463-7972

和光市本町 (C I ハイツ A 棟) 在住 Facebook で発信中!